



# 台東デザイナーズビレッジ 令和5年度入居者募集要項

令和4年9月1日 台東デザイナーズビレッジ

台東区では、区内産業の活性化を図り、ファッション関連産業に携わるデザイナー等への創業支援施設として「台東デザイナーズビレッジ」を運営しています。この施設では、インキュベーションマネージャーを配置し、入居者の自立支援を行うとともに、地域との連携や交流を図っています。

この度、区内で創業を予定している方、又は事業拡大を図ろうと考えている創業5年以内の事業者を対象に、令和5年4月1日からの入居者を募集します。入居を希望される方は、本募集要項をご確認のうえ指定期日までに申請書類をご提出ください。一次審査（書類審査）、二次審査（面接）、最終審査（審査会）を経て、入居の可否を決定します。



## 1. 施設所在地

東京都台東区小島2-9-10(旧小島小学校)1階  
2階  
都営地下鉄大江戸線新御徒町駅・つくばエクスプレス新御徒町駅 A4 出口徒歩 1分

## 2. 募集部屋数（予定）

6～10室程度

## 3. 応募資格（入居対象）

次の要件にいずれも該当する法人（中小企業者）または個人であること。

- (1) 靴、鞆、バッグ、ベルト、帽子、アクセサリ、ジュエリー、アパレル等のファッション関連産業、及びデザイン・コンテンツ関連産業に携わるデザイナー等であること。もしくはファッション関連産業やデザイナーを支援する業務を行う者等であること。

- (2) 台東区内で創業を予定している、または創業5年以内（入居時点）の者であること。
- (3) ビジネスを拡大する意欲が高く、また創業のための支援が必要と認められること。
- (4) 台東区内の産業や地域の活性化に寄与する活動を行う意欲があること。
- (5) 施設の利用期間終了後、台東区内において引き続き事業を行う意思を有すること。
- (6) 他の公的創業支援施設への入居経験が無いこと。  
(プレインキュベーション利用者及び既入居施設による推薦状のあるものを除く)
- (7) 住民税・事業税を滞納していないこと。
- (8) 暴対法第2条に規定する暴力団員等に該当しておらず、該当者と関わりを持っていないこと。

## 4. 使用許可

- (1) 部屋の使用は令和5年4月1日以降とします。
- (2) 実際に使用を開始する月に関わらず、4月分より使用料等は発生します。
- (3) 通常の賃貸借契約ではなく、行政財産使用許可となります。

## 5. 入居期間

1年ごとに事業計画の進捗状況を審査の上、入居更新の可否を決定します。また、入居期間は最長3年以内です。

## 6. 施設構成

- (1) 賃貸事務所（オフィス）19室 19.7㎡（9室）、25.9㎡（1室）、37.3㎡（1室）、39.3㎡（8室）
- (2) 共同で利用できる施設として制作室、ショールーム、商談室、図書室、コピー室、交流サロン、会議室、ギャラリー等があります。
- (3) 受付時間：平日 午前9時から午後5時 ただし、玄関扉は常時オートロック。
- (4) トイレ、給湯室は共用です。
- (5) 校庭側に自転車置場があります。
- (6) 1階の一部を町会が使用しています。3階は使用できません。
- (7) 駐車場はありません。荷物などの搬入出の際には荷捌き場が利用できます。
- (8) 施設の東側体育館棟1階および2階の一部は台東区産業振興事業団が使用しています。

## 7. 設備

- ・事務所は完全な個室です。
- ・電源コンセントは各壁面に設置してあります。(電気容量：最大 50A)
- ・電話回線、インターネット回線(光回線)、CATV 回線が引いてあります。(契約は各自)
- ・空調は個別空調です。
- ・事務所ごとに機械警備が入ります。
- ・事務所内での火気の使用は原則としてできません。
- ・24時間365日利用できます。ただし、機器の保守点検等のため利用が制約されることがあります。

## 8. 利用料金

- (1) 使用料(家賃) 月額 8,000 円(約 20㎡)~16,000 円(約 40㎡)
- (2) 共益費 月額 21,000 円(約 20㎡)~27,000 円(約 40㎡)
- (3) 保証金 使用料の3ヵ月分
- (4) 各室の電気料金、電話・インターネットの通信費、ごみ処理費等は自己負担です。

事務所面積 (全 19 室)	使用料(家賃)	共益費
19.7㎡(9室)	8,000円	21,000円
25.9㎡(1室)	11,000円	23,000円
37.3㎡(1室)	15,000円	26,000円
39.3㎡(8室)	16,000円	27,000円

## 9. 主な支援サービス

入居者に対して次のようなサービスを提供しています。

- (1) 経営やビジネス等に関するアドバイスの実施  
インキュベーションマネージャーによるマーケティング分野の相談、必要に応じて商工相談員などによる経営や税制等の専門的な相談を受けられます。
- (2) 地場産業との連携による創作活動のサポート  
入居者と地元企業との連携を図り、受発注や人脈形成、経営活動の拡大等を支援します。
- (3) セミナー等の開催  
ファッション・デザイン業界の方を講師に招き、セミナー等を定期的に開催します。

## 10. 利用条件

- (1) 施設を主たる事務所(法人の場合は本社とし、法人登記すること)として利用すること。
- (2) インキュベーションマネージャー(通称:村長)の指導を受けること。
- (3) 区内産業や地域の活性化に寄与する活動に積極的に参加すること。

- (4) 台東区及び台東デザイナーズビレッジ主催の事業(セミナー、イベント等)に参加すること。
- (5) 施設への見学、視察、自室での商品展示、取材等に協力すること。
- (6) 年2回、台東区に事業実績報告書を提出するとともに事業報告会に参加すること。
- (7) 施設の利用期間終了後2年間、年1回の事業報告書を提出すること。
- (8) 振動や音、悪臭の発生などにより、他の入居者や周辺地域に迷惑をかけること。
- (9) 積極的に地域や入居者同士のコミュニケーションを図ること。地域イベントに参加すること。
- (10) 本施設は、震災時の避難所に指定されており、利用制限がされた場合協力すること。また、近隣住民等が行う防災訓練への参加に協力すること。

## 11. 卒業・退去条件

以下の事由に該当した場合は、勧告を行い、3ヵ月間経過観察し審査のうえ、卒業・退去を決定します。

- (1) 事業目標を達成したとき。
- (2) 事業活動において支援を必要とせず自立していると認められるとき。
- (3) 事業が安定し支援が不要と認められるとき。
- (4) 営業成績が著しく悪化していると認められ、指導があっても改善しないとき。
- (5) 事業計画を実施せず、指導があっても改善が見られないとき。
- (6) 施設や設備を無断転貸・私物化したとき。
- (7) 年間2回の事業報告を提出しない、また著しく内容に不備があり、指導があっても改善が見られないとき
- (8) 事業内容に問題があり、自立の見込みがたたず、指導があっても改善が見られないとき。
- (9) 施設運営やイベント・セミナー等に参加・協力せず、指導があっても改善が見られないとき
- (10) 施設の利用頻度が低いとき(入居の目安:週に3日以上、計24時間以上の利用)。

## 12. 入居取消条件

下記の事由に該当する場合は入居許可を取消します。

- (1) 施設や設備を故意に損傷したとき(事故、火災などを起こしたときを含む)。
- (2) 正当な理由無く1ヵ月以上施設を使用しない場合。
- (3) 偽りその他不正行為により使用許可を受けたことが判明したとき。
- (4) 正当な理由が無く使用料及び共益費を3ヵ月以上滞納したとき。
- (5) 条例、規則、区長の指示に違反したとき。

### 13. 募集期間

令和4年9月1日(木)～10月31日(月)

※郵送、持参いずれも可。ただし10月31日必着。

- (1) 持参の場合は、土日、祝日を除く午前9時から午後5時までに台東区役所 9階5番の産業振興課にご提出ください。
- (2) 郵送の場合は、申請受理後、申請者に対して、受理をした旨のEメールを個別に送信します。送信には時間がかかる場合がありますが、3営業日以内に連絡が無い場合はお電話ください。また、郵便事故等で産業振興課に申請書類が届かなかった場合は、申し込みがなかったとして処理しますので、あらかじめご了承ください。

### 14. 施設内覧及び入居者説明会

入居を検討されている方向けに、台東デザイナーズビレッジの施設内覧及び入居に関する説明会を実施します。

- (1) 日時  
第1回 令和4年 9月29日(木) 18時～20時  
第2回 令和4年10月 6日(木) 18時～20時  
第3回 令和4年10月22日(土) 13時～15時  
※全て同じ内容です。ご都合のよろしい日程にお申込みください。
- (2) 申込方法  
台東デザイナーズビレッジホームページの申込みフォームからご登録ください。

### 15. 審査手順・スケジュール

9月 1日 募集要項公開・受付開始  
9月29日 施設内覧・入居者説明会  
10月 6日 施設内覧・入居者説明会  
10月22日 施設内覧・入居者説明会  
10月31日 申請受付締切  
11月中旬(予定) 一次審査(書類) 結果通知  
11月下旬～12月中旬(予定) 二次審査(面接)  
12月下旬(予定) 二次審査結果通知  
1月中旬(予定) 最終審査(審査会)  
1月下旬 入居予定者決定 結果通知  
2月下旬 入居説明会  
4月～ 入居開始

※使用室の決定は、申込時の希望を基に、審査結果順に決定します。

※希望通りとならない場合の入居可否を申請書(様式2事業計画書(4))に記入してください。

※入居後は、決定に不服がある場合でも使用室の変更はしません。

### 16. 提出書類

- (1) 入居申込書 [様式1]
- (2) 事業計画書 [様式2]
- (3) 収支計画書 [様式3]
- (4) 提案書(地域に貢献できる内容) [様式4]
- (5) 提出書類チェックリスト
- (6) 添付書類
  - ①直近の納税証明書(法人の場合は令和3年度法人事業税、個人の場合は令和4年度住民税で、納期到来分の滞納がないことを証明するもの)又は非課税証明書
  - ②直近の決算書(法人のみ)
- (7) 商品の概要がわかるもの(カタログ、写真など)
- (8) その他(任意)

事業概要、事業計画書等について、さらに詳しい説明が必要な場合には、別紙でご提出ください。

※提出資料(1)～(5)は、台東区産業振興課(9階)で配布しています。また、台東デザイナーズビレッジ及び台東区のホームページからもダウンロードできます。

### 17. 個人情報の取扱い

- (1) 申請書類については、台東区の個人情報保護指針に基づき適正に取扱いいたします。
- (2) 入居決定者の申請書については、入居後の指導にも使用いたします。
- (3) 落選者の申請書類は審査終了後破棄いたします。

### 18. 応募先・問合せ先

台東区役所 文化産業観光部 産業振興課 台東デザイナーズビレッジ担当

・〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6

・電話 03-5246-1143

・e-mail : t-ff@jcom.home.ne.jp

・台東デザイナーズビレッジホームページ

URL : <http://www.designers-village.com>